

令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の管理運営費 (※うち「鳥取市因幡万葉歴史館」)	文化財課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
241,345	令和8年度～12年度					241,345

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の専門性や創意工夫に基づき、鳥取市因幡万葉歴史館の運営において質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

1. 鳥取市因幡万葉歴史館の利用に関する業務
2. 鳥取市因幡万葉歴史館の施設及び設備の維持管理に関する業務
3. 鳥取市因幡万葉歴史館の企画展示等に関する業務
4. 因幡の傘踊り等民俗芸能の保存・活用に係る業務
5. その他鳥取市因幡万葉歴史館の管理上、必要と認める業務

【これまでの関連する取組】

鳥取市因幡万葉歴史館は、国府地域の歴史文化の学習拠点及び情報発信の拠点として平成6年9月に開館。平成18年度から指定管理者制度を導入。令和3～7年度までが4期目であり、令和8年度から5期目（5年間）の指定管理期間となる。

現指定管理者 公益財団法人鳥取市文化財団

前回債務負担額 令和3年度～令和7年度 224,200千円

指定管理料 R3 43,800千円 R4 45,157千円 R5 44,602千円
R6 45,067千円 R7 45,067千円 計 223,693千円

【今後の取組】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

1. 指名を実施
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定
3. 12月議会で指定管理者の指定議決
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示
5. 3月中に基本協定書の締結
6. 令和8年4月1日より管理開始